

氷見を楽しむ食のイベント業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本市が持つ食の魅力を発信し、観光客の誘客促進及び市内事業者の活性化を図るため、年間を通じてワクワクする食のイベントを開催し、市民や観光客に「氷見では、いつでも食が楽しめる」というイメージの定着を目指す。

本業務では、企画及び発信力などによる集客が求められていることから、本業務の遂行に最も適した事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定や手続等、必要な事項をこの実施要領で定める。

1 募集事項

(1) 業務名

氷見を楽しむ食のイベント業務委託

(2) 業務内容

別紙「氷見を楽しむ食のイベント業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(4) 見積限度額

5, 215千円以内とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※見積限度額を超えた者は、失格とする。

2 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、次に掲げる事項をすべて満たす事業者とする。

(1) 氷見市契約規則第3条に規定する入札参加資格者名簿に登録された者であること。

※未登録の場合は、入札参加資格申請を行った上で、参加申請を行うものとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 国又は地方公共団体その他の公共機関から、業務等に関し指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。 ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当して

いないこと。

(6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団、又は同条第6号に定める暴力団員に該当していないこと。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第1477号）の適用を受ける団体若しくはこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者でないこと。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(10) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。

(11) 仕様書に必要とされている事項を、企画提案書等に記載して提出した者であること。

3 評価方法（選定手順）

プロポーザル参加資格を氷見市で審査の上、提出された企画提案書について「氷見を楽しむ食のイベント業務委託プロポーザル評価要領」に基づき評価を実施し、優先交渉権者として選定する。

4 スケジュール

(1) 実施要領等の公表 令和8年5月25日（月）

(2) 参加申込書等の提出期限 令和8年6月17日（水）午後5時まで

(3) 質疑締め切り 令和8年6月19日（金）午後5時まで

(4) 企画提案書等の提出期限 令和8年6月26日（金）正午まで

(5) プレゼンテーション実施日 令和8年7月上旬

(6) 評価結果通知 令和8年7月中旬

(7) 契約締結 令和8年7月中旬

5 応募手続

(1) 企画提案への参加申込

① 提出書類 1部

企画提案参加申込書兼誓約書（様式第1号）

② 提出期限 令和8年6月17日（水）午後5時まで（必着）

③ 提出方法 持参又は郵送とする。

※持参による受付は、土、日及び祝日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。

（なお、郵送の場合は必ずその旨を氷見市商工観光課まで連絡すること。）

④ 提出先 氷見市産業振興部商工観光課

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

(2) 企画提案書作成等に関する質問の受付

① 受付期限 令和8年6月19日(金)午後5時まで(必着)

② 提出方法

質問は、質問書(様式第6号)を用いて、電子メールで提出し、必ずメールの受信を電話にて確認すること。

提出先電子メールアドレス: shokokanko@city.himi.lg.jp

③ 質問に対する回答

質問内容とその回答は、質問を受理した日から起算して3日以内(土、日及び祝日を除く。)に、市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類 7部(正本1部、副本6部)及び電子データ

ア 企画提案書等送付書(様式第2号)

イ 企画提案書(任意様式)

- ・企画提案書は、次の(4)に基づいて作成すること。
- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き(長編綴じ)、文字サイズは11ポイントを基本とし、片面印刷とすること。
- ・表紙には「氷見を楽しむ食のイベント業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。

ウ 業務工程表(任意様式)

エ 提案者概要書(様式第3号)

オ 業務実施体制及び業務担当予定者調書(任意様式)

- ・業務実施体制及び業務担当予定者調書は、次の(5)に基づいて作成すること。
- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き(長編綴じ)、文字サイズは11ポイントを基本とし、片面印刷とすること。
- ・1ページ目に標題「業務実施体制及び業務担当予定者調書」を表示し、各ページに番号を付すこと。

カ 業務実績書(様式第4号)

キ 業務見積書(様式第5号-1)

- ・業務見積書の業務内容ごとに見積の内訳を見積内訳書(様式第5号-2又は任意様式)により、作成すること。
- ・見積限度額を超える見積金額は失格とする。

② 提出期限 令和8年6月26日(金)正午まで(必着)

③ 提出方法 持参又は郵送とする。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式にしたデータを提出すること。

※持参による受付は、土、日及び祝日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。
なお、郵送の場合は必ずその旨を氷見市商工観光課まで連絡すること。

④ 提出先 氷見市産業振興部商工観光課

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

Eメール：shokokanko@city.himi.lg.jp

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【（事業者名）】氷見を楽しむ食のイベント業務委託プロポーザル企画提案書等」

(4) 企画提案書に記載する事項

仕様書に掲げる業務を遂行するための具体的な取組内容を次の項目ごとに記載すること。

① 氷見を楽しむ食のイベントの企画及び開催の運営、設営、撤去

ア イベントの開催ごとのコンセプト、日程、会場、テーマ、出店候補の概要、企画内容等
イ 会場の設営及び撤去の方法

② 集客の方法

(5) 業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載する事項

次の項目について、具体的かつ正確に記載すること。

① 業務総括担当者及び業務担当予定者の分担業務、氏名、資格、経歴及び主な業務実績

② 業務の実施体制を図示するとともに、編成の考え方やアピールポイント

6 企画提案者に対する評価

(1) 企画提案者によるプレゼンテーション及び評価の実施

評価は、令和8年7月上旬を予定 ※実施日時は別途連絡する。

(2) 実施方法

① プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

② プレゼンテーションによる企画提案書の説明は20分以内（準備時間は除く。）とする。

③ 評価委員会委員による質疑応答は30分程度とする。

(3) その他

プロジェクターの利用を原則とし、企画提案書に記載されていない内容の投影はできない。

投影機器、ケーブル及び電源は市が準備し、パソコン、その他説明に必要な機器は企画提案者が準備すること。

7 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

別に定める「氷見を楽しむ食のイベント業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価委員が企画提案書等を評価、採点し、評価点数が最も高い者を優先交渉権者として選定し、以下、順位をつける。なお、評価過程は非公開とする。

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該企画提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

- ① 評価結果は、各企画提案者に書面により通知し、優先交渉権者の選定について、氷見市ホームページにおいて公表する。
- ② 評価結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

8 契約の締結

企画提案（プロポーザル）の評価結果に基づき、優先交渉権者として選定された者と市が協議し、本業務委託に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価により順位付けた上位の企画提案者から順に、契約の交渉を行うものとする。

9 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、第7項（優先交渉権者の選定）により選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けた企画提案者の順位を繰り上げ、優先交渉権者とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (4) 評価結果が確定するまでの間に評価委員会委員又は事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (5) 第1項第4号に定める見積限度額を超えた場合

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、評価及び説明のため、その写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提出された書類等は当該書類の受理後においては、差し替え、追加及び削除等は一切認めない。
- (6) 企画提案者は、企画提案書等の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (7) 企画提案書等に虚偽の記載をした者に対して、氷見市入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止を行う場合がある。